

日本留学試験実施規程を次のように定める。

平成17年10月7日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

## 日本留学試験実施規程

### (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の業務方法書（平成16年4月1日文部科学大臣認可）第37条第1号に定める日本留学試験についての基本的事項を定め、もってこの試験の適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

### (試験の目的)

第2条 日本留学試験は、外国人留学生として我が国の大学等に入学を希望する者について日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的として実施する。

### (試験日及び実施場所)

第3条 日本留学試験は、年2回、国内外で実施することとし、試験日及び実施の場所については、国内外の関係機関等と調整のうえ、理事長が別に定める。

### (受験料)

第4条 日本留学試験の受験料は、実施国・地域の経済事情等を勘案したうえで、理事長が別に定める。

### (試験問題)

第5条 機構は、日本留学試験の試験問題の作成及び点検等に係る体制を整備し、適正な試験問題を作成する。

### (実施体制)

第6条 機構は、日本留学試験の実施に当たり、文部科学省、外務省、大学等及び国内外の関係機関の協力を得て、適正な実施体制をとり、厳正かつ公正な実施に努める。

### (実施要項の公表)

第7条 機構は、毎年度、日本留学試験実施要項を定め、適切な時期に公表する。

### (出願)

第8条 日本留学試験を受験しようとする者は、前条に掲げる日本留学試験実施要項等に基づき、所定の期日までに機構に出願するものとする。

### (答案の採点)

第9条 機構は、受験者の解答した答案を正確かつ迅速に採点する。

(成績の通知及び提供)

第10条 機構は、受験者に対して受験した試験科目の成績を通知するとともに、日本留学試験を入学者選抜に利用する大学等からの照会に基づき、当該大学等の入学志願者に係る試験科目の成績を提供する。

2 機構は、前項の成績の提供に当たり、別に定める成績作成等に係る経費を当該大学等から徴収する。

(障害のある受験希望者に対する配慮)

第11条 機構は、日本留学試験の実施に当たって、障害のある受験希望者に対して、障害の種類及び程度に応じて、実施方法等について配慮する。

(委員会等の設置)

第12条 日本留学試験の実施に関し、組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第30条の規定に基づき、機構に日本留学試験実施委員会（以下「実施委員会」という。）、日本留学試験試験小委員会（以下「試験小委員会」という。）、試験問題素案作成委員（以下「作成委員」という。）及び試験問題点検委員（以下「点検委員」という。）を置く。

(実施委員会)

第13条 実施委員会は、日本留学試験に関する重要事項を審議する。

(実施委員会の組織及び委員の委嘱)

第14条 実施委員会は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから、15名以内の委員をもって組織する。

2 実施委員会委員は、理事長が委嘱する。

3 実施委員会委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 実施委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 委員長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(試験小委員会)

第15条 実施委員会の下に試験小委員会を置き、試験小委員会は、試験問題、試験結果及び第11条に規定する受験上の配慮に関する事項を審議する。

(試験小委員会の組織及び委員の委嘱)

第16条 試験小委員会に、次の各号に掲げる部会を置き、各部会は、専門家必要数により組織する。

- (1) 日本語部会：日本語の試験問題の作成及び編集に関する事項を取り扱う。
- (2) 理科部会：理科（物理・化学・生物）の試験問題の作成及び編集に関する事項を取り扱う。
- (3) 総合科目部会：総合科目の試験問題の作成及び編集に関する事項を取り扱う。
- (4) 数学部会：数学の試験問題の作成及び編集に関する事項を取り扱う。
- (5) 管理・評価部会：試験問題の得点等化並びに試験結果の分析及び出題内容・水準の妥当性の評価に関する事項を取り扱う。
- (6) 配慮事項審査部会：第11条に規定する受験上の配慮に関する具体的審査を取り扱う。

- 2 試験小委員会委員は、理事長が委嘱する。
- 3 試験小委員会委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 試験小委員会に主査を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 試験小委員会の各部会に主任を置き、各部会の委員の互選によりこれを定める。
- 6 試験小委員会の各部会に、理事長が委嘱する調査員を置くことができる。
- 7 試験小委員会委員の氏名は、原則として、非公開とし、非公開の期間は、当該委員の任期（再任期間を含む。）が始まる日から任期を満了した日又は辞任した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

（作成委員）

第17条 試験小委員会の下に作成委員を置き、試験小委員会による編集の対象となる試験問題の素案を作成する。

（作成委員の組織及び委員の委嘱）

第18条 理科、総合科目及び数学の作成委員は、各科目ごとに専門家若干名とし、理事長が委嘱する。

- 2 日本語の作成委員は、日本語教育関係者等から公募するものとし、その採否は、試験小委員会日本語部会の意見を踏まえて、理事長が決定する。
- 3 作成委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 4 作成委員の氏名は、非公開とし、非公開の期間は、当該委員の任期が始まる日から任期（再任期間を含む。）を満了した日又は辞任した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

（点検委員）

第19条 実施委員会の下に点検委員を置き、点検委員は、試験小委員会により編集された試験問題の点検を行う。

（点検委員の組織及び委員の委嘱）

第20条 点検委員は、各科目ごとに専門家若干名とする。

- 2 点検委員は、理事長が委嘱する。
- 3 点検委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 4 点検委員の氏名は、非公開とする。

（雑則）

第21条 この規程に定めるもののほか、日本留学試験の実施及び委員会等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第7号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第7号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。